

2018年2月28日

東武鉄道株式会社

### 東武ステーションサービス社員によるP A S M O残額等の着服について

東武鉄道株式会社（本社：東京都墨田区）が駅業務を委託している東武ステーションサービス株式会社（本社：東京都墨田区）において、東武アーバンパークライン梅郷駅の駅務係がお客様のP A S M O残額等を不正に払いもどすことで現金を着服していた事実が判明いたしました。

このような行為は、当社への信頼を著しく損なうもので甚だ遺憾であり、また、ご利用のお客様に大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

詳細につきまして下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 1 発生場所 東武アーバンパークライン 梅郷駅（所在地：千葉県野田市山崎1892）
  
- 2 事 象 2月24日（土）13時45分頃、お客様より当社船橋駅において、「所持している記名式P A S M O（遺失物として拾得された記名式P A S M Oで、お客様に返却された）が使用できない」旨の申し出があったため、カード取扱状況等について調査するとともに、東武ステーションサービスにおいて、関係した社員に事情聴取を行ったところ、梅郷駅の駅務係が、遺失物として登録されたP A S M Oに関する情報を2月22日（木）に不正に使用し、お客様のP A S M Oを紛失登録ならびに再発行し、再発行したP A S M Oを払いもどすことで残額等を着服していたことが判明いたしました。  
また、当該駅務係は、別のP A S M Oでも同様の不正な取扱いを行ったことを認めておりますが、詳細は調査中です。
  
- 3 影 響 着服額 10,000円
  
- 4 対 策 東武ステーションサービス株式会社に対して、遺失物の厳正な取扱いをはじめとする教育を改めて実施するとともに、具体的な再発防止策を講じるなど、二度と同様の事象を引き起こすことのないよう指導・教育を徹底させます。

以 上